

○**沖田委員長** それでは只今から第3回教育委員会会議を開会します。本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 会期の決定についてお諮りいたします。本日一日限りとすることにご異議はありませんか。

(異議なしの声)

○**沖田委員長** 会期は、本日一日限りと決しました。

日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。

本日の会議録署名委員に2番宮澤委員、5番小尾委員を指名致します。

日程第3、前回会議の承認であります。第2回教育委員会会議について別紙議事録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2回教育委員会会議を承認致します。

○**沖田委員長** 次に日程第4、事務報告についてお願いいたします。

○**教育部長** 事務報告について2点申し上げます。

最初は、平成24年第1回定例会一般質問答弁書についてであります。

別冊の事務報告資料、一般質問答弁書をご覧ください。

3月定例会におきまして、議員20名中、15名が一般質問を行う予定でありましたが、1名の議員が欠席され、結果的に14名が質問を行うこととなり、教育委員会に対しては、小島議員ほか4名の議員から質問がありました。

小島議員からは、平成23年度全国学力・学習状況調査の成果と課題についてと武道必修に伴う条件整備についての質問でした。

学習状況調査については、調査結果における幕別町の状況と今後の考えについて、武道については柔道を取り入れる学校が多い中、死亡事故や怪我が多いとも言われ、教育委員会としての考え方の質問でありました。

芳滝議員からは、スポーツツーリズムの推進と合宿誘致事業の構想についてという質問の中で、関連してスポーツ施設への指定管理者制度の導入推進についての質問でした。

成田議員からは、幕別町百年記念ホールの指定管理者としての運営についての質問でした。

過去に、施設予約の際、二重予約が発生し、申込者に迷惑をかけた事例があったとのことあります。

管理者として、利用者に対する反省や説明が不足しているとの指摘で、より専門的な業者に管理をまかせるべきではという再質問でありました。

教育長からは、口頭で注意・指導したいと答弁したところであります。

野原議員からは、子どもを安心して育てられる町づくりと題して、給食用食材の放射線測定の質問、さらには、食育推進と給食センター方式の見直しについての質問でした。

食育推進については、給食センターに配置している栄養職員を学校に配置して食育の指導にあたるべきではという質問でありました。

また、給食センター方式の見直しについては、学校ごとに給食をつくる自校式に切り替えるべきではという質問でした。

田口議員からは、本町の学校給食における放射能物質に関する検査体制についてであり、町独自で放射能検査体制を行う考えや、保護者アンケート調査を実施すべきではという質問でありました。

最初の質問事項とその答弁については、資料のとおりであります。

後ほどご覧いただきたいと思います。

一般質問答弁書については、以上であります。

次に、十勝管内教育実践表彰についてであります。

教育局では、管内教育の振興に寄与することを目的として、学校教育、社会教育の向上に大きく貢献している団体、個人を表彰しておりますが、このたび本町から筒渕健司さんが選ばれ、3月5日月曜日に幕別町教育委員会教育長室で十勝教育局職員が来庁し、表彰式が行われました。新聞にも報道されたところでもあります。

筒渕健司さんは、昨年10月に幕別町文化功労を受けておられますが、このたび教育局からは、子ども会活動を通して、社会教育の充実に情熱を傾け、意欲的、創造的に実践活動を行い、その実践が顕著であると認められたものであります。

幕別町の子供会育成連絡協議会の会長として長きに渡り活躍され、子ども会まつり、リーダー研修、全町フットベースボール大会などなど、会の活動の充実に力を発揮されたことが評価されたと伺っております。

以上で、事務報告を終わります。

○沖田委員長 事務報告につきまして、何か質疑等ございますか。

(ありません)

質疑がないようですので次に議件に入ります。

○沖田委員長 日程第5、報告第7号、歴史の散歩道の新規選定について説明を求めます。

○生涯学習課長 報告第7号、歴史の散歩道の新規選定について、説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

箇所名は大樹大麦発祥の地であります。

この箇所は87番目のご指定ということになります。

選定理由は、忠類公親の竹本貞一さん、現在はお孫さんが在住しておりますが、昭和14年型栽培した大麦が昭和18年に北海道農業試験場十勝支場で品種選抜試験を経て、大樹大麦の品種名で優良品種として認定されました。

このことは北海道農業や十勝農業、そして幕別町忠類地域農業の歴史上欠くことのできないものであるとし、選定するものであります。

名称が大樹大麦となっておりますが、この大麦が認められた当時、旧忠類村は大樹町でありましたことから、大樹大麦と命名されたものであります。

この大樹大麦は昭和43年に優良品種廃止となっております。

「大樹大麦発祥の地」選定の経過についてであります。昨年8月22日に忠類栄町奥田栄氏から選定要望を受け、その後、選定案件を調査しました。

翌年1月20日ふるさと館事業委員会へ協議事項として、選定に関する意見等をうかがい、2月15日忠類地区選定協議会で、選定に関する協議を行ないました。

協議の結論であります。大樹大麦発祥の地を歴史の散歩道として選定することにご了承いただきました。

また、2月17日にふるさと館事業委員会に忠類地区選定協議会の結論について報告をしました。

3月6日には、社会教育委員会会議に忠類地区選定協議会の結論について報告をしました。

今日の教育委員会会議において承認を受けたあと、平成24年度の案内マップへの掲載、案内看板の設置を行なう予定です。

今後の選定の流れについてであります。農作物に焦点を当てて選定作業をおこなっていきたいと考えております。

また、他の案件についても重要なものについては選定作業を行なっていく予定です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

○**瀧本委員** 大樹大麦は当時、どのくらいの面積で作られていたのでしょうか。かなり多くの方が作られていたのですか。

○**生涯学習課長** 具体的な面積についてはわかりませんが、かなり多くの方が作っていたことはわかっています。

○**瀧本委員** すでに優良品種からはずれているとのことでしたが、現在もこの品種は十勝農試のほうに保管されているのでしょうか。

○**生涯学習課長** 保管させております。

○**沖田委員長** そのほかありませんか。

(ありません)

報告第7号につきましては、報告のとおりといたします。

○**沖田委員長** 次に日程第6、報告第8号、平成24年4月1日付校長人事異動の内申について、日程第7、議案第9号、平成24年4月1日付教頭人事異動の内申について、日程第8、議案第10号、平成24年4月1日付一般教職員人事異動の内申については、プライバシー保護のため秘密会といたします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、秘密会といたします。

○**沖田委員長** 秘密会を解きます。

○**沖田委員長** 次に日程第9、議案第11号、平成23年度幕別町文化賞、スポーツ賞等の被表彰者の決定について説明を求めます。

○**生涯学習課長** 議案第11号、平成23年度幕別町文化賞、スポーツ賞等の被表彰者の決定について説明をいたします。

議案7ページ、別紙議案第11号説明資料をご覧ください。

受賞候補者は保護者、スポーツ団体、小中高等学校からの推薦によるもので平成23年3月1日から平成24年2月末までの実績を対象としております。

表彰該当者の選定は3月5日に開催されました体育指導委員会で協議いただき、3月6日に開催された社会教育委員会で幕別町文化表彰規則幕別町文化表彰者推薦要領、幕別町文化奨励賞規則賞に基づき慎重にご審議をいただいたところであります。

選考の基準については幕別町在住の方で展覧会、競技会において全国の場合は6位以内、全道の場合は3位以内、十勝では1位、中体連では準優勝までを対象としてあります。

それぞれの実績につきましては、別紙一覧表に記載のとおりであります。

各賞別の個人・団体受賞者数をお知らせしておきます。

文化奨励賞 個人2名、少年文化奨励賞は個人22名、1団体であります。

スポーツ奨励賞は個人1名、ジュニアスポーツ奨励賞は個人18名・13団体であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

なお、表彰式につきましては3月20日春分の日、百年記念ホールにて午前10時より行ないます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○**沖田委員長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

○**沖田委員長** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第11号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、議案第11号については原案どおり可決しました。

○**沖田委員長** 次に日程第 10、議案第 12 号、幕別町立学校運営費交付金交付要綱について説明を求めます。

○**学校教育課長** 議案第 12 号、幕別町立学校運営費交付金交付要綱について説明を求めます。

議案書は 8 ページをご覧ください。

本交付金につきましては、生徒会活動などの特別活動費、学習発表会などの学校行事、家庭訪問などにかかる教職員の旅費などを児童生徒数割り、教職員数割りなどに応じて各学校に交付しているところではありますが、これまで通常必要とされる交付申請や決算報告等の手続きを省略していたところではありますが、町の監査委員からも口頭ではありますが、指摘を受けていたところでもあります。

今般、本交付金につきまして支出根拠等、交付手続きを明らかにするとともに交付の透明性、公平性を確保し、交付金支出に対する説明責任を果たすべく、本要綱を制定するものであります。

以下、条文に添いまして説明申し上げます。

第 1 条は本要綱の目的でありまして、幕別町補助金等交付要綱に定めるもののほか必要な事項を定めるものであります。

第 2 条は、交付金の対象経費を第 1 号の創意工夫を生かした教育活動の実践に要する経費から第 6 号までの経費と定めるものであります。

第 3 条では、交付金の額を毎年度予算の範囲内と決定し、第 4 条では、交付金の交付申請、第 5 条は、交付決定、第 6 条は、交付金の交付について定めているものであります。

第 7 条は、実績報告について、第 8 条は、額の確定について定めているものであります。

附則について、施行日を平成 24 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**沖田委員長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

○**瀧本委員** 町費からの支出で教育委員会ではないのですか。

○**学校教育課長** 予算は学校教育課であります。

○**沖田委員長** ほかにありませんか。

(ありません)

お諮りいたします。議案第 12 号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、議案第 12 号については原案どおり可決しました。

○**沖田委員長** 次に日程第 11、議案第 13 号、幕別町立学校管理費交付金交付要綱について説明を求めます。

○**学校教育課長** 議案第 13 号、幕別町立学校管理費交付金交付要綱について説明をいたします。

議案書は 10 ページであります。

本交付金におきましても、学校の環境整備にかかる費用を学校規模などに応じて交付しているところではありますが、運営費と同様にこれまで通常必要とされる交付申請や決算報告等の手続きを省略していたところではありますが、本要綱を制定するものであります。

以下、条文に添いまして説明申し上げます。

第 1 条は本要綱の目的であります。幕別町補助金等交付要綱に定めるもののほか必要な事項を定め、もって学校の適正かつ円滑な管理を図ることを目的とする。

第 2 条は交付金の対象経費第 1 号の環境美化及び清掃活動に要する経費から第 5 号までの経費と定めるものであります。

第 3 条では交付金の額は、毎年度予算の範囲内と規定し、第 4 条は交付金の交付の申請の手続き、第 5 条は交付金の交付決定について、第 6 条は交付金の概算払についてできることを規定し、第 7 条は実績報告について、第 8 条は額の確定について定めたものであります。

附則について施行日を平成24年4月1日からにするものであります。

なお、本交付金の平成24年度の予算額は、小学校9校分で115万8千円、中学校5校分で53万円であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○**沖田委員長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第13号について原案とお可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○**沖田委員長** 異議なしと認め、議案第13号については原案どおり可決いたしました。

○**沖田委員長** 次に日程第12、議案第14号、幕別町子ども110番の家実施要綱について説明を求めます。

○**生涯学習課長** 議案第14号、幕別町子ども110番の家実施要綱について説明をいたします。

議案書は12ページであります。

この事業は、平成13年度は役場町民課を中心に平成15年度には幕別町児童生徒健全育成推進委員会を中心に行なわれている事業であります。

平成15年度には子ども110番の家事業としてのぼり旗、安全案内マップを作成しております。

平成20年度には更新作業をおこなっております。

平成15年には要綱を特別設けず、希望する方にのぼり旗を配布していたところですが、時間も経過する中でのぼりを設置する方の世代交代もあります。

平成22年度には、全町調査にするにあたって子ども110番の家の事業を実施するにあたって、改めて実施要綱をつくろうとなり今回、要綱作成しご提案するものであります。

以下、条文に添って説明をさせていただきます。

第1条につきましては要綱制定の目的を定めております。

第2条につきましては要綱における用語の説明について定めております。

第3条におきましては、協力者の役割としてのぼりの設置、子どもが助けを求めてきた場合の対処法について規定しております。

第4条につきましては、協力者の登録方法について、第5条につきましては、協力者の登録期間について、第6条については登録の抹消とそれの場合ののぼりの取扱について、第7条は、協力者は無償とし、傷害を受けた場合については幕別町公区行事等活動中傷害見舞金等支給要綱に基づき、見舞金を支給すると規定するものであります。

第8条といたしましては関係団体の責務として幕別町、幕別町教育委員会、幕別町児童生徒健全育成推進委員会が、この事業の実施について努めなければいけないことについて規定し、第9条については個人情報の取扱について、第10条は庶務担当課、第11条は要綱の施行に関し、必要な事項は別に定めると規定しているものであります。

なお、本条例の施行年月日は平成24年4月1日であります。

また、別紙に子ども110番マニュアルというものがあります。実際にそのような場合に遭遇した場合、マニュアルにそって報告等おこなっていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○**沖田委員長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

○**宮澤委員** 私の家も子ども110番の家ですが、実際に犯罪等から避難してきた児童生徒がいないのですが、本町地区等ではこういった実例はあるのでしょうか。

○**生涯学習課長** 平成20年度からではありますが、今までそのような例はありません。

○**瀧本委員** 旧忠類村でもこのような制度はありましたが、一体となったのか。

もう一点、民生部町民課と所管が一体となっているようですが、役割分担はできているのでしょうか。

○**生涯学習課長** 平成20年より旧忠類村の制度も一体化しております。

ただ、若干、やり方が違う部分もあります。

担当課の関係であります、町民課と協議し整っております。

実際の事務作業については健全育成推進委員会、旗などの更新作業については町民課、教育委員会の双方で行なうこととなっております。

○**小尾委員** 実際に犯罪の場面に出くわし避難に訪れた場合、どのような対処をすればよいのでしょうか。

昨年も帯広市で刃物をもった不審者が出没して、集団下校をしているとのことですが、保護者への連絡はどうなっているのでしょうか。

○**学校教育課長** 教育局からFAXで不審者情報については速報で送られてきます。

それを各学校へ、電話・メールの一斉送信にてお知らせをし、各学校から児童へ周知し集団下校等の措置をとっている状況にあります、家庭への連絡まで踏み込めている状況ではありません。

○**沖田委員長** そのほかありませんか。

(ありません)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第14号について原案とおりの可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○**沖田委員長** 異議なしと認め、議案第14号については原案どりの可決いたしました。

○**沖田委員長** 次に日程第13、議案第15号、幕別町特別支援教育支援員事業実施要綱の一部を改正する要綱について説明を求めます。

○**学校教育課長** 議案第15号、幕別町特別支援教育支援員事業実施要綱の一部を改正する要綱について説明をいたします。

議案書は15ページをご覧ください。

本要綱につきましては、特別支援教育支援員の配置目的また、職務について規定しているものでありますが、今般、学校等のパトロールを想定いたしまして、その職務に児童生徒の健康及び安全確保に関することを新たに加えるものであります。

以下、条文に添いましてご説明いたします。

別紙の議案第12号説明資料をご覧ください。

第2条は支援員の職務について規定しておりますが、第4号を第5号とし新たに第4号として児童生徒の健康及び安全確保に関することと加えるものであります。

パトロールの対象として想定しておりますのは、札内地区の大規模校でありまして、近年、不審者等の出没や注射器の不当投棄など都市型の事件事故が発生しておりますことから、この地区を重点的にパトロールすることから児童生徒の安全確保に努めるものであります。

なお、支援員としては警察官等の退職者等を想定しております。

附則におきまして、この要綱は交付の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**沖田委員長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第15号について、原案のとりの可決することにご異議ありません

か。

(異議なし)

異議なしと認め、議案第 15 号につきましては、原案とおりに可決いたしました。

○**沖田委員長** 次に日程第14、議案第16号、幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱について説明を求めます。

○**生涯学習課長** 議案第16号、幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱について説明をいたします。

議案書の16ページをご覧ください。

本設置要綱を改正する要綱につきましては、前回の教育委員会会議においてご承認いただきました幕別町青少年問題協議会条例を廃止する条例を受けてのご提案になります。

なお、廃止条例につきましては、昨日の議会において承認されております。

教育委員会会議のときもお話させていただきましたが、幕別町青少年問題協議会を開催するにあたり、協議会のもっている機能の一部を幕別町児童生徒健全育成協議会にとり入れるために、推進委員会の設置要綱の一部を改正するものであります。

それでは、別紙説明資料新旧対照表をご覧ください。

改正の一番目、第1の改正であります。推進委員会の活動対象とする「在学青少年」を「青少年」に改め、範囲を拡大させていただきました。

第2の第1号では推進委員の人数を「18名以内」から「20名以内」に増やし、同第5号中の識見の有するものの人数を「7名」を「8名」に改めております。

幕別町商工会からの人数を1名選出いただくよう考えているからです。

また、現在、健全育成の委員は1名欠員となっておりますので、生活安全推進協議会のなかからも1名出していただくよう考えております。

第7号といたしまして、帯広警察署幕別グループ所長1名を追加させていただいております。

附則におきまして、平成24年4月1日より施行するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○**沖田委員長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 16 号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、議案第 16 号につきましては、原案とおりに可決いたしました。

○**沖田委員長** 次に日程第15、議案第17号、幕別町小学校英語活動支援員要綱を廃止する要綱について説明を求めます。

○**学校教育課長** 議案第17号、幕別町小学校英語活動支援員要綱を廃止する要綱について説明をいたします。

本要綱につきましては、学習指導要領の改訂に伴い平成23年度から完全実施となりました小学校での英語活動の円滑な導入及び展開を図るため、平成22年3月に制定したものであります。

本要綱に基づき、平成22年度及び平成23年度の2年間、英語活動支援員を任用したところにより、各学校における英語活動の充実や教員の指導力向上などに寄与したところであります。

その目的を十分果たしたところから、本要綱を廃止するものであります。

附則におきまして、平成24年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○**沖田委員長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 17 号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、議案第 17 号につきましては、原案とおおり可決いたしました。

○**沖田委員長** 以上をもちまして、本日の日程すべてが終了いたしましたので、第 3 回教育委員会会議を閉じます。

16 : 44 閉会